

# JIS

## 安全標識 — 一般的事項

JIS Z 9104 : 2005

(JSAA/JSA)

平成 17 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 基本技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	今井 秀孝	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	大井 みさほ	東京学芸大学名誉教授
	尾島 善一	東京理科大学
	加藤 久明	日本デザイン学会
	小松原 仁	財団法人日本色彩研究所
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	田森 行男	財団法人日本品質保証機構
	徳岡 直静	慶應義塾大学
	八木 隆義	社団法人日本鉄鋼連盟
	八田 勲	財団法人日本規格協会
	藤咲 浩二	社団法人日本産業機械工業会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 34.2.17 改正：平成 17.10.20

官 報 公 示：平成 17.10.20

原 案 作 成 者：社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：基本技術専門委員会 (委員長 今井 秀孝)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本保安用品協会(JSAA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 9104:1995** は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

**JIS Z 9104** には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) **JIS Z 8210** 案内用図記号抜粋集

附属書 2 (参考) **ISO 7010** 図記号集

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	1
4. 安全標識の色.....	2
5. 安全標識の種類.....	2
6. 安全標識のデザイン.....	3
6.1 安全標識のデザイン構成による種類.....	3
6.2 使用する図記号.....	3
6.3 使用する文字の書体.....	4
6.4 矢印の形.....	4
6.5 安全標識の種類とデザイン.....	4
7. 安全マーキング.....	4
8. 安全標識の大きさ.....	4
9. 外国語併記.....	5
附属書 1 (参考) JIS Z 8210 案内用図記号抜粋集.....	10
附属書 2 (参考) ISO 7010 図記号集.....	12
解 説.....	14

## 安全標識 — 一般的事項

## Safety signs — General specification

**序文** この規格は、JIS Z 9101:2005（安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則）に基づき、国内で使用される安全標識及び安全マーキングのデザインに関する具体的な事項を示したものであり、通則として運用する。

**1. 適用範囲** この規格は、人への危害及び財物への損害を与える事故・災害を防止し、事故・災害の発生などの緊急時の場合に、救急救護、避難誘導、防火活動などの速やかな対応ができるように、安全に関する警告、指示、情報などを視覚的に伝達表示する安全標識及び安全マーキングのデザインに関する一般的事項について規定する。

なお、安全標識及び安全マーキングの使用は適切な作業指導及び予防策に取って代わられるものではない。

**備考** 鉄道、道路、河川、海事、航空などの分野で法的規制の対象となっているものは、それに従う。

**参考** 附属書 1 に JIS Z 8210 の案内用図記号の抜粋及び附属書 2 に ISO 7010 に規定する図記号を参考として示す。

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8210** 案内用図記号

**JIS Z 9101** 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則

**JIS Z 9103** 安全色—一般的事項

**JIS Z 9107** 安全標識板

**ISO 3864-3** Graphical symbols—Safety colours and safety signs—Part 3 : Design criteria for graphical symbols used in safety signs

**ISO 7010** Graphical symbols—Safety colours and safety signs—Safety signs used in workplaces and public areas

**3. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、JIS Z 9101 及び JIS Z 9103 によるほか、次による。

**a) 組合せ標識 (combination sign)** 標識の基本形、図記号及び補助標識を、適宜一つの台盤上に配置する標識。

**b) 図記号 (graphical symbol)** 文字を用いることなくメッセージを伝達できる抽象図形、具象図形など。

**c) イラストレーション** 挿絵、漫画などの具象的絵画風の説明図。主として補助標識又は補助的表示板に用いる。